

## 株主総会の転換期ーハイブリッド型バーチャル株主総会を中心にー

令和3年4月14日

弁護士法人中央総合法律事務所  
弁護士 西川 昇大

### 第1 はじめに

従来の株主総会は、物理的に存在する会場において、取締役等や株主が同じ場所に集まって行われていました（リアル株主総会）。しかし、昨今の新型コロナウイルスによる社会におけるIT化の要請から、株主が株主総会にIT等を活用して参加する方法が取られるなど、株主総会の実施方法が大きな転換期を迎えています。

本稿では、IT等を活用した新しい株主総会の実施方法について、解説します。

### 第2 IT等を活用した株主総会の実施方法

#### 1 株主が株主総会にIT等を活用して参加する方法

株主が株主総会にIT等を活用して参加する方法としては、大きく分けて次の2つの方法があります。ひとつは、リアル株主総会を開催する一方で、そのリアル株主総会の場所にいない株主についても、インターネットなどの手段を用いて遠隔地からこれに参加または出席する方法です（これを「ハイブリッド型バーチャル株主総会」といいます）。もうひとつは、リアル株主総会を開催せず、取締役や監査役等と株主が、全員インターネット等の手段を用いて株主総会に出席する方法です（これを「バーチャルオンリー型株主総会」といいます）。

バーチャルオンリー型株主総会につきましては、会社法では株主総会の招集につき株主総会の場所を定めなければならないとされているため、現在の会社法で許容されていると解釈することは難しいとされています。但し、令和3年2月5日に閣議決定された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」では、上場会社が経産大臣及び法務大臣による確認を受けた場合にバーチャルオンリー株主総会の開催を特例的に可能とする規定が設けられましたので、バーチャルオンリー型株主総会の開催につきましても、今後は開催検討の対象となると思われます。バーチャルオンリー型株主総会につきましては、「弁護士法人中央総合法律事務所メールマガジン 第15号」<sup>1</sup>にて解説させていただいておりますので、是非ご参照ください。

以下では、ハイブリッド型バーチャル株主総会について、解説します。

---

<sup>1</sup> [https://www.clo.jp/wp-content/uploads/2021/03/20210322\\_CL0015.pdf](https://www.clo.jp/wp-content/uploads/2021/03/20210322_CL0015.pdf)

## 2 ハイブリッド型バーチャル株主総会とは

ハイブリッド型バーチャル株主総会とは、上記のとおり、リアル株主総会と同様に物理的な会場を設ける一方で、それに加えた形で、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて株主総会に参加・出席する株主総会をいいます。

ここで、ハイブリッド型バーチャル株主総会には、インターネット等の手段を用いた株主総会への関与が法律上の「出席」として扱われるか否かによって、①審議等を確認・傍聴することができる「参加型」と、②議決権行使や質問等ができる「出席型」の2つの形態があります。

### 【ハイブリッド型バーチャル株主総会のイメージ<sup>2)</sup>】

①ハイブリッド参加型バーチャル株主総会 ⇔ ②ハイブリッド出席型バーチャル株主総会



※ 赤丸の枠内が株主総会における法律上の出席者

## 3 ハイブリッド参加型バーチャル株主総会（上記①）

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会では、リアル株主総会の場に在所しない株主が会社から通知された固有の ID やパスワードによる株主確認を経て、特設された WEB サイト等で配信される中継動画を傍聴するような形が想定されます。

インターネット等の手段を用いて参加する株主は、リアル株主総会に出席していないため、会社法上、株主総会において出席した株主により行うことが認められている質問や動議を行うことはできません<sup>3)</sup>。しかし、株主に対して経営者自らが情報発信するなど、株主が会社の経営を理解する有効な機会として意義があり、また、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会を実施することにより、株主にとって参加機会が広がるとともに、会社にとっては会場の選択肢を広げる可能性があります。

<sup>2)</sup> 経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」（下記注7）6頁。

<sup>3)</sup> もっとも、株主総会中に、会社が任意で IT 等の手段による参加株主からコメントを受け付けるなどの工夫を講じることは可能です。

他方、議決権の行使につきましては、インターネット等の手段を用いて参加する株主は、当日の決議に参加することはできませんので、議決権行使の意思のある株主は、書面や電磁的方法による事前の議決権行使や委任状等で代理権を授与する代理人による議決権行使を行うことが必要です。会社としては、その旨を事前に招集通知等で株主に周知することが望ましいと思われまます。

また、株主のバーチャル参加を認めるにあたっては、動画配信を行うウェブサイト等にアクセスするためのIDやパスワードを招集通知等と同時に通知する方法や、既存の株主専用サイト等を活用する方法などが考えられますが、いずれの手段を用いる場合でも、事前に参加方法を株主に通知する必要があります<sup>4</sup>。

#### 【ハイブリッド参加型バーチャル株主総会のメリットと留意事項<sup>5</sup>】

メリット	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 遠方株主の株主総会参加・傍聴機会の拡大</li> <li>• 複数の株主総会を傍聴することが容易になる</li> <li>• 参加方法の多様化による株主重視の姿勢をアピール</li> <li>• 株主総会の透明性の向上</li> <li>• 情報開示の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 円滑なインターネット等の手段による参加に向けた環境整備が必要</li> <li>• 株主がインターネット等を活用可能であることが前提</li> <li>• 肖像権等への配慮（ただし、株主に限定して配信した場合には、肖像権等の問題が生じにくく、より臨場感の増した配信が可能）</li> </ul>

#### 4 ハイブリッド出席型バーチャル株主総会（上記②）

ハイブリッド出席型バーチャル株主総会では、リアル株主総会の開催場所にはいない株主がIT等の手段を用いて株主総会に出席し、リアル出席株主と共に審議に参加し、株主総会における決議にも加わるような形態が想定されます<sup>6</sup>。

現行の会社法の解釈では、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会を開催することも可能とされていますが、開催場所と株主との間で情報伝達の双方向性と即時性が確保されていることが必要です。また、出席型におけるバーチャル出席株主は、IT等の手段を用いて議決権を行使することが想定されますが、これは会社法上の「電磁的方法による議決権行使」ではなく、招集通知に記載された場所で開催される株主総会の場で議決権を行使したものと解されます。

<sup>4</sup> 通知方法としては、招集通知の中に記載する方法や招集通知に同封する方法などが想定されます。

<sup>5</sup> 前掲注1「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」7頁。

<sup>6</sup> なお、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会は、リアル株主総会の開催に加えて、追加的な出席手段を提供するものであり、株主は、常にリアル株主総会に出席するという機会が与えられていることには留意が必要です。

ハイブリッド出席型バーチャル株主総会では、IT等で遠隔にいる株主も株主総会に出席する株主とされることから、株主の本人確認、株主総会の出席と事前の議決権行使の効力の関係、株主からの質問・動議の取扱い、議決権行使の在り方など、法的・実務的論点が多岐にわたります。特に、なりすまし対策の徹底（ID・パスワード等を用いたログイン方法など）及び配信遅延への対応（事前の通信テスト、議決権行使までに時間的な余裕を持たせる、障害発生時のバックアップ手段確保など）については、特に注意が必要です。

#### 【ハイブリッド出席型バーチャル株主総会のメリットと留意事項<sup>7)</sup>】

メリット	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遠方株主の出席機会の拡大</li> <li>・ 複数の株主総会に出席することが容易になる</li> <li>・ 株主総会での質疑等を踏まえた議決権の行使が可能となる</li> <li>・ 質問の形態が広がることにより、株主総会における議論（対話）が深まる</li> <li>・ 個人株主の議決権行使の活性化につながる可能性</li> <li>・ 株主総会の透明性の向上</li> <li>・ 出席方法の多様化による株主重視の姿勢をアピール</li> <li>・ 情報開示の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質問の選別による議事の恣意的な運用につながる可能性</li> <li>・ 円滑なバーチャル出席に向けた関係者等との調整やシステム活用等の環境整備</li> <li>・ 株主がインターネット等を活用可能であることが前提</li> <li>・ どのような場合に決議取消事由にあたるかについての経験則の不足</li> <li>・ 濫用的な質問が増加する可能性</li> <li>・ 事前の議決権行使に係る株主のインセンティブが低下し当日の議決権行使がなされない結果、議決権行使率が下がる可能性</li> </ul>

### 第3 ハイブリッド型バーチャル株主総会に関する近時の動向について

最後に、ハイブリッド型バーチャル株主総会に関する近時の動向について、簡単に解説します。

経済産業省からは、ハイブリッド型バーチャル株主総会の法的・実務的論点ごとの具体的な実施方法やその根拠となる考え方を示したものとして、「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド<sup>8)</sup>」（2020年2月26日策定）が公表され、その後、ハイブリッド型バーチャル株主総会の実務への浸透を図るためのものとして、「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集<sup>9)</sup>」（2021年

<sup>7)</sup> 前掲注1「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」7頁。

<sup>8)</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210203002/20210203002-1.pdf>

<sup>9)</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210203002/20210203002-2.pdf>

2月3日策定)が公表されました。また、同省において、「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド(別冊)実施事例集(案)」につき意見募集がされ、意見の概要及び意見に対する同省の考え方につき、「実施事例集(案)の意見募集結果について<sup>10</sup>」が公表されました(2021年2月3日)。

実務的には、昨年開催された株主総会の実施状況について、上場会社のうち、ハイブリッド「出席型」は9社(2019年6月は0社)、ハイブリッド「参加型」は113社(2019年6月は5社)の実施が確認されています。

本年の株主総会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一環として、さらに多くの会社がIT等を用いて株主総会を実施することが予想されます。これを機に、IT等を用いた株主総会の実施をご検討してみたいかがでしょうか。

---

<sup>10</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210203002/20210203002-3.pdf>